



発行 新潟県

第 39 号

平成27年5月22日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

36 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則（基幹病院整備室）

告 示

- 792 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定(障害福祉課)
- 793 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定自立支援医療機関の指定更新（障害福祉課）
- 794 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則による指定自立支援医療機関の廃止届（障害福祉課）
- 795 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 796 土地改良区連合役員の就任及び退任届（農地計画課）
- 797 県営土地改良事業計画の縦覧（農地計画課）
- 798 兼用工作物の管理方法に係る協議成立（道路管理課）

人事委員会公告

平成27年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施（人事委員会事務局総務課）

正 誤

- 平成25年12月6日付け県報第96号告示第1379号中（農地計画課）
- 平成27年4月7日付け県報第27号告示第597号中（農地計画課）

規 則

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年5月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

新潟県規則第36号

新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

第1条 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則（平成24年新潟県規則第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動後条」という。）に対応する同表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下この条において「移動条」という。）が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条（以下この条において「追加条」という。）を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>第1条 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第2条 <u>条例第3条第3項の規定に基づく料金は、消費税法（昭和63年法律第108号）別表第1第6号に規定する資産の譲渡等又は同表第8号に規定する助産に係る資産の譲渡等（以下「助産に係る資産の譲渡等」という。）に該当しない診療その他の給付のうち健康保険法（大正11年法律第70号）の規定による療養に要する費用の額の算定方法（以下「健康保険法の規定による算定方法」という。）並びに入院時食事療養費に係る食事療養に要する費用の額の算定に関する基準及び入院時生活療養費に係る生活療養に要する費用の額の算定に関する基準（以下「健康保険法の規定による算定基準」という。）に掲げるもの（別表に掲げるものを除く。）にあっては健康保険法の規定による算定方法及び健康保険法の規定による算定基準により算定した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）、それ以外の診療その他の給付にあっては別表に掲げる額とする。ただし、行政上の必要があると認めるときは、国又は地方公共団体その他公共団体若しくは公共的団体と、この規則によらない額の契約をすることができる。</u></p> <p>(利用料金の免除)</p> <p>第3条 <u>条例第11条第6項の規則で定める事由は、次に掲げる事由とする。</u></p> <p>(1) <u>貧困、災害又は公益上の理由により必要があると認めるとき。</u></p> <p>(2) <u>前号に掲げるもののほか、指定管理者が特に必要があると認めるとき。</u></p> <p>第4条 (略)</p> <p>第5条 (略)</p>	<p>第1条 (略)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>第3条 (略)</p>

第2条 新潟県魚沼基幹病院事業の設置等に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第2条関係）

- 1 初診時特定療養費 2,160円
- 2 180日を超える入院に係る特別入院料 1日につき 保険外併用療養費に係る厚生労働大臣が定める医薬品等（平成18年9月厚生労働省告示第498号）第10号に規定する通算対象入院料の基本点数に100分の15を乗じて得た点数により算出した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- 3 入院室料差額
 - (1) 特別S室 1日につき 10,800円
 - (2) 特別A室 1日につき 6,480円
 - (3) 特別B室 1日につき 5,400円
 - (4) 特別C室 1日につき 4,320円
- 4 受託検査料及び受託エックス線撮影料 健康保険法の規定による算定方法により算定した額（以下「点数表により算定した額」という。）に1.08を乗じて得た額のそれぞれ9割相当額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

ただし、エックス線撮影に使用したフィルムは、病院における購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）とする。
- 5 新生児管理保育料 1日につき 10,000円
- 6 文書料
 - (1) 診断書及び証明書
 - ア 普通のもの 1件につき 1,620円
 - イ 複雑なもの（ウ以外で難しい内容のもの） 1件につき 3,780円
 - ウ 特殊なもの（恩給診断、年金診断及び自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に係るもの等 保険給付のあるもの） 1件につき 5,400円
 - (2) 死亡診断書及び死体検案書
 - ア 普通のもの（医師法施行規則（昭和23年厚生省令第47号）に定めるもの等一般的なもの） 1件につき 3,240円
 - イ 特殊なもの（生命保険用等特別なもの） 1件につき 5,400円
 - (3) 労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）に基づく診断書及び証明書 別に定める労災診療費算定基準による額
 - (4) エックス線複写フィルム
 - ア 半切 1枚につき 770円
 - イ 大角 1枚につき 640円
 - ウ 大四ツ切 1枚につき 500円
 - エ 四ツ切 1枚につき 390円
 - オ 六ツ切 1枚につき 270円
 - カ B4 1枚につき 640円
 - キ 光ディスク 1枚につき 1,290円
 - (5) 診察券再発行料 1枚につき 110円
- 7 セカンドオピニオン料 1件につき 10,800円

8 医師面談料 1回につき 5,400円

9 健康診断料

(1) 普通健康診断料 1人につき 2,960円(乳幼児にあつては、3,750円)

(2) エックス線撮影及び診断並びに各種検査 点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

(3) 特殊健康診断料

ア 妊婦検診料及び産後検診料 1人につき 5,400円

イ 乳児検診料 1人につき 3,240円

ウ 先天性代謝異常検査料 1人につき 3,780円

エ 妊産婦超音波検査料 1回につき 1,590円

ただし、医学的知見に基づき、超音波検査以外の検査、診断等を併せて行った場合は、当該検査、診断等について点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)を加算する。

10 予防接種料 1件につき 180円に使用薬剤の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)

ただし、予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づく予防接種の場合は、病院長は2割(新潟県の広域的個別予防接種として別に定める料金が2割を超える場合は、当該料金)を限度として料金を増減することができる。

11 分べん取扱料

(1) 単胎分べん料 1件につき 200,000円

(2) 多胎分べん料

ア 第1児 200,000円

イ 第2児以下 1児につき 115,000円

(3) 時間外加算料

ア 休日又はこれに準ずる日

(ア) 単胎分べんの場合 1件につき 30,000円(土曜日の午前6時から午後10時までにあつては、20,000円)

(イ) 多胎分べんの場合

a 第1児 30,000円(土曜日の午前6時から午後10時までにあつては、20,000円)

b 第2児以下 1児につき 15,000円(土曜日の午前6時から午後10時までにあつては、10,000円)

イ 休日又はこれに準ずる日以外の日の午前6時から午前8時30分まで及び午後5時15分から午後10時まで

(ア) 単胎分べんの場合 1件につき 20,000円

(イ) 多胎分べんの場合

a 第1児 20,000円

b 第2児以下 1児につき 10,000円

ウ 休日又はこれに準ずる日以外の日の午前零時から午前6時まで及び午後10時から午前零時まで

(ア) 単胎分べんの場合 1件につき 30,000円

(イ) 多胎分べんの場合

- a 第1児 30,000円
 - b 第2児以下 1児につき 15,000円
- (4) 帝王切開に伴う分べん取扱料
- ア 第1児 130,000円
 - イ 第2児以下 1児につき 80,000円
- 12 胎盤処理料 1件につき 3,200円の範囲内で、別に定める額
- 13 褥婦処置料^{じょく} 1日につき 3,000円
- 14 外来乳房マッサージ料 1回につき 2,000円
- 15 新生児保健指導料 1件につき 1,500円
- 16 避妊処置料
- (1) リング又はウイング
 - ア 挿入又は交換 1回につき 37,800円
ただし、麻酔を行った場合は、10,800円を加算する。
 - イ 抜去 1回につき 6,480円
ただし、麻酔を行った場合は、10,800円を加算する。
 - (2) 経口避妊薬((3)を除く。) 1か月分 3,240円
 - (3) 低用量経口避妊薬 1か月分 2,160円
- 17 体外受精料
- (1) 採卵 1件につき 65,520円
 - (2) 採卵及び培養 1件につき 97,040円
 - (3) 採卵から胚移植^{はい}まで 1件につき 120,150円
- 18 人工受胎法施術料 1件につき 5,400円
- 19 人工妊娠中絶手術料
- (1) 妊娠満12週までのもの 1件につき 108,000円
 - (2) 妊娠満13週から妊娠満22週までのもの 1件につき 216,000円
 - (3) 頸管拡張用使用材料^{けい} 1回につき 病院における購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
- 20 婦人避妊手術料 1件につき 129,600円
- 21 死体検案料 1体につき 10,800円
- ただし、検案のため現地へ赴いた場合は、健康保険法の規定による算定方法により算定した往診料相当分に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)を加算する。
- 22 死後処置料 1件につき 5,400円
- ただし、浴衣を提供した場合は、浴衣の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)を加算する。
- 23 歯科料金
- (1) 歯冠修復
 - ア 全部被覆冠
 - (ア) セラミック 99,360円
 - (イ) CAD/CAMオールセラミッククラウン 113,400円
 - (ウ) エンジェルクラウン 75,600円
 - (エ) e. m a x 75,600円

- (オ) ハイブリッドセラミックス金合金 64,800円
- (カ) ハイブリッドセラミックス金パラジウム合金 59,400円
- (キ) ハイブリッドセラミックスJK 54,000円
- (ク) 金合金 59,400円
- (ケ) チタン 54,000円
- (コ) 金パラジウム 30,000円

イ 3/4冠、4/5冠及び硬質レジン前窓冠

- (ア) ハイブリッドセラミックス 43,200円
- (イ) 金合金 54,000円
- (ウ) チタン 48,600円
- (エ) 金パラジウム 27,000円

ウ 架工歯

ア及びイに定める料金に準ずる。

エ インレー

- (ア) セラミック 59,400円
- (イ) e. m a x 59,400円
- (ウ) ハイブリッドセラミックス 43,200円
- (エ) 金合金 48,600円
- (オ) チタン 43,200円
- (カ) 金パラジウム 24,000円

オ コア

- (ア) 金合金 16,200円
- (イ) チタン 14,040円
- (ウ) 金パラジウム 7,800円
- (エ) その他の合金 7,560円
- (オ) ファイバー 10,800円
- (カ) コンポジットレジン (ポストを含む。) 7,560円

カ ベニア修復

- (ア) セラミック 75,600円
- (イ) ハイブリッドセラミックス 54,000円
- (ウ) コンポジットレジン 43,200円

キ テンポラリークラウン 1歯につき 3,240円

(2) 欠損補綴

ア 局部床義歯

- (ア) 金合金
 - a 1床1歯から1床4歯まで 372,600円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 397,440円
 - c 1床9歯から1床12歯まで 422,280円
 - d 1床13歯及び1床14歯 460,080円
- (イ) 金パラジウム合金
 - a 1床1歯から1床4歯まで 347,760円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 360,720円

- c 1床9歯から1床12歯まで 397,440円
- d 1床13歯及び1床14歯 435,240円
- (ウ) その他の合金(チタン、コバルトクロム等)
 - a 1床1歯から1床4歯まで 226,800円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 253,800円
 - c 1床9歯から1床12歯まで 280,800円
 - d 1床13歯及び1床14歯 297,000円
- (エ) ノンクラスプデンジャー
 - a 1床1歯から1床4歯まで 81,000円
 - b 1床5歯から1床8歯まで 83,810円
 - c 1床9歯から1床12歯まで 86,610円
 - d 1床13歯及び1床14歯 89,100円
- イ 暫間義歯及び新製作義歯(人工歯を含む。)
 - (ア) 少数歯(1歯から8歯まで) 7,500円
 - (イ) 多数歯(9歯から14歯まで) 14,000円
 - (ウ) 総義歯 27,000円
 - (エ) 線鉤^{こう} 1装置につき 1,600円
 - (オ) 鑄造鉤 1装置につき 4,200円
- ウ 総義歯
 - (ア) 金合金 521,640円
 - (イ) 金パラジウム合金 484,920円
 - (ウ) コバルトクロム合金 291,600円
 - (エ) チタン 345,600円
- エ 鑄造鉤
 - (ア) 金合金
 - a 特殊型 20,520円
 - b 両翼鉤及び双歯鉤 16,200円
 - (イ) 金パラジウム合金
 - a 特殊型 16,200円
 - b 両翼鉤及び双歯鉤 12,960円
 - (ウ) その他の合金
 - a 特殊型 13,500円
 - b 両翼鉤及び双歯鉤 12,960円
- オ 線鉤
 - (ア) 金合金
両翼鉤及び双歯鉤 16,200円
 - (イ) その他の合金
両翼鉤及び双歯鉤 7,020円
- カ フック、スパー及びレスト
 - (ア) 金合金 10,800円
 - (イ) 金パラジウム合金 9,180円
 - (ウ) その他の合金 7,020円

- キ 鑄造バー
- (ア) 金合金 52,380円
 - (イ) 金パラジウム合金 39,960円
 - (ウ) その他の合金 27,000円
- ク 屈曲バー 10,800円
- ケ 根面キャップ(金合金) 19,440円
- コ 咬合面鑄造金属歯
- (ア) 金合金 1歯につき 10,260円
 - (イ) 金パラジウム合金 1歯につき 8,100円
 - (ウ) その他の合金及び合金の隙 1歯につき 5,400円
- サ コーヌスクローネ外冠 第1号アに定める料金に7,020円を加算した額
- シ ブレードティース(片側)
- (ア) 金合金 59,400円
 - (イ) その他の金属 32,400円
- ス 診断設計料
- (ア) 磁性アタッチメント 1箇所につき 12,000円に使用材料(マグネット材料)の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
 - (イ) 部品交換 1箇所につき 6,000円に使用材料(マグネット材料)の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
 - (ウ) その他のアタッチメント 1箇所につき 37,000円に使用材料(金属代及びアタッチメント材料)の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
 - (エ) テレスコープ 1歯につき 48,500円に使用材料(金属代)の購入価格を加えた額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
- セ 義歯の修理及び増歯
- (ア) 少数歯(1歯から8歯まで) 3,700円
 - (イ) 多数歯(9歯から14歯まで) 4,200円
 - (ウ) 総義歯 4,800円
 - (エ) 人工歯料 1歯につき 300円
- ソ 義歯の床内面適合(リベース)
- (ア) 少数歯(1歯から8歯まで) 4,200円
 - (イ) 多数歯(9歯から14歯まで) 6,300円
 - (ウ) 総義歯 10,500円
- タ 有床義歯調整管理料 1,100円
- (3) 矯正
- ア 矯正相談料 2,700円
 - イ 矯正初診料 1,600円
 - ウ 矯正検査診断料
 - (ア) 形態的検査診断料 35,640円

(イ) 機能的検査診断料 11,880円

エ 装置料

(ア) 上顎顎外固定装置 65,880円

(イ) オトガイ帽装置 65,880円

(ウ) 上顎前方牽引装置^{けん} 77,760円

(エ) 機能的矯正装置

a バイオネーター 65,880円

b アクチバトール 65,880円

c ムーシールド 65,880円

d ビムラー装置 65,880円

e フレンケル装置 95,040円

f 咬合斜面板 42,120円

g 咬合挙上板 42,120円

h 切歯斜面板 18,360円

i リップバンパー 42,120円

(オ) 拡大装置

a クアードヘリックス 42,120円

b バイヘリックス 42,120円

c コフィンの拡大弧線装置 42,120円

d 急速拡大装置 54,000円

(カ) 舌側弧線装置 35,640円

(キ) トランスパラタルアーチ 35,640円

(ク) ペンデュラム装置 95,040円

(ケ) スライディングプレート 23,760円

(コ) 床矯正装置 35,640円

(サ) スペースリグナー 65,880円

(シ) 口腔習癖防止装置^{くろ} 30,240円

(ス) セクショナルブラケット装置A 118,800円

(セ) セクショナルブラケット装置B (補綴処置前) 71,280円

(ソ) 本格的矯正治療Ⅰ期(混合歯列期)のセクショナルアーチ(片顎) 118,800円

(タ) 本格的矯正治療(MTM)のセクショナルアーチ(片顎) 71,280円

(チ) マルチブラケット装置A

a 金属ブラケット及び審美ブラケット 432,000円

b 本格的矯正治療Ⅱ期(永久歯列期)のダイレクトボンディングシステム(上下顎) 432,000円

c セラミックスブラケット 540,000円

(ツ) マルチブラケット装置B

a 金属ブラケット及び審美ブラケット 324,000円

b 本格的矯正治療Ⅱ期(永久歯列期)のダイレクトボンディングシステム(上下顎) 324,000円

c セラミックスブラケット 432,000円

(テ) 可撤式樹脂矯正装置 356,400円

- (ト) 矯正治療用インプラント 1本につき 23,760円
- (ナ) 保定装置
 - a 片顎 30,240円
 - b 両顎 60,480円
- (ニ) 保隙装置
 - a クラウン(バンド) ループ 22,680円
 - b デイスタルシュー 24,840円
 - c 乳歯義歯
 - (a) 1歯から4歯まで 22,680円
 - (b) 5歯から8歯まで 24,840円
 - (c) 総義歯 56,160円
- (ヌ) 矯正用アンカーインプラント(局所麻酔料及び投薬料を含む。)
 - a プレートシステム 1箇所目 62,700円
 - b プレートシステム 2箇所目以降 1箇所につき 35,200円
 - c スクリューシステム1(複雑形態のスクリュー) 1箇所につき 39,900円
 - d スクリューシステム2(単純形態のスクリュー) 1箇所につき 21,000円
- (ネ) アンカーインプラント除去料(局所麻酔料及び投薬料を含む。)
 - a スクリュー 1箇所につき 1,000円
 - b プレート 1箇所につき 3,000円
- オ 口腔細菌検査
 - (ア) 齶蝕細菌検査^{うしよく} 5,940円
 - (イ) 歯周病原菌検査 12,960円
- カ 処置料
 - (ア) セクショナルブラケットの処置料 7,560円
 - (イ) 本格的矯正治療の処置料((ウ)を除く。) 6,480円
 - (ウ) 本格的矯正治療(MTM)のセクショナルアーチの処置料 3,240円
- キ 観察料
 - (ア) 経過観察料
 - a 筋機能療法を含む場合 5,400円
 - b 筋機能療法を含まない場合 3,240円
 - (イ) 保定観察料 4,320円
- ク 転医資料作成料 18,360円
- ケ 緊急処置料 7,560円
- コ 必要抜歯
 - (ア) 難抜歯 1歯につき 7,560円
 - (イ) 埋伏歯抜歯 1歯につき 15,120円
 - (ウ) (ア)及び(イ)以外の抜歯 1歯につき 4,320円
- サ 萌出困難歯の開窓術^{ほう}
 - (ア) 骨削を要する場合 27,000円
 - (イ) 骨削を要しない場合 4,320円
- シ 矯正レントゲン撮影
 - (ア) セファロX-P 1連につき 3,600円

- (イ) パノ라마X—P 1枚につき 3,600円
- (ウ) 手根骨X—P 1枚につき 1,550円
- (4) マウスガード
 - ア エルコフレックス
 - (ア) ノンラミネート 1枚につき 9,180円
 - (イ) ラミネート 1枚 9,180円
 - (ウ) ラミネート 2枚 12,960円
 - (エ) ラミネート 3枚 17,280円
 - イ その他のもの(モルテノ、SR—イボカップエラストマー等) 29,160円
 - ウ ラグビープレーヤーに係るマウスガード料 5,400円
- (5) フッ化物歯面塗布
 - ア 塗布 1口腔につき 1,620円
 - イ イオン導入法 片顎につき 1,620円
 - ウ 個人トレー法 片顎につき 5,180円
- (6) 生活歯の漂白
 - ア オフィスブリーチ 1歯につき 9,720円
 - イ ホームブリーチ
 - (ア) 松風シェードアップ
 - a 片顎につき 37,800円
 - b トレー1個追加につき 3,780円
 - c シリンジ1本追加につき 3,780円
 - (イ) オパールエッセンス
 - a 片顎につき 37,800円
 - b トレー1個追加につき 3,780円
 - c シリンジ1本追加につき 2,160円
- (7) 生活歯漂白後の経過観察料 1,620円
- (8) 失活歯の漂白
 - ア ウオーキングブリーチ 1歯につき 9,720円
 - イ ウオーキングブリーチ及びコンポジットレジン修復 1歯につき 19,440円
- (9) 歯のマニキュア
 - ア 片顎につき 12,960円
 - イ 1歯につき 2,700円
 - ウ 修理1歯につき 1,620円
 - エ メンテナンス 1,620円
- (10) PMTC 1口腔につき 6,480円
- (11) 歯周外科手術
 - ア 歯冠延長術 8,640円
 - イ 骨移植術 27,000円
 - ウ 人工骨移植材填塞処置 12,960円
 - エ 顎堤増大術 27,000円
 - オ 再生療法(エムドゲイン及びPRP) 12,960円
 - カ 結合組織移植術 1歯につき 19,440円

- キ 手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- (12) 再生療法（投薬料を含む。）
ただし、埋入手術（2次）と同時の場合、当該手術に係る手術料を含む。
ア GBR及びGTRに使用するメンブレン除去料 メンブレン1枚目 11,000円
イ GBR及びGTRに使用するメンブレン除去料 メンブレン2枚目以降 1枚につき 5,500円
- (13) 歯周組織再生療法後の歯周治療
ア 歯周組織検査 1口腔につき 5,400円
イ 手術部位の歯面清掃 月1回につき 1,620円
ウ 口腔清掃指導 月1回につき 1,620円
エ 咬合調整 1回につき 1,080円
オ 暫間固定（材料費を含む。） 3,780円
- (14) レーザーとフッ素化合物併用による初期齲蝕の改善 月1回につき 4,320円
- (15) メラニン色素除去 1歯1回につき 1,730円
- (16) 歯肉エピテーゼ 1装置につき 9,720円
- (17) インプラント料金
ア 診断料
（ア）初回診断料 10,800円
（イ）総合診断料（CT、レントゲン及び術前検査を含む精密検査） 44,000円
（ウ）補綴時診断料 16,000円
（エ）インプラントCT 1回目 33,000円
（オ）インプラントCT 2回目以降 16,000円
（カ）局所麻酔（術前用） 13,200円
（キ）全身麻酔（術前用） 18,500円
（ク）インプラント血液検査1（全項目） 13,200円
（ケ）インプラント血液検査2（血算、生化等） 5,500円
（コ）インプラント血液検査（感染症のみ） 5,900円
（サ）心電図 1,600円
- イ ステント制作費
（ア）ステント 1回目 1装置につき 16,200円
（イ）ステント 2回目以降 1装置につき 5,400円
（ウ）診断用模型ワックスアップ 5,400円
- ウ 埋入手術料（1次）（インプラント体及び手術に伴う材料費を含む。）
（ア）手術料 1本目 162,000円
（イ）手術料 2本目以降 1本増すごとにつき 115,000円
（ウ）特殊手術加算 11,000円
- エ ガイデッドサージェリー
（ア）手術料 21,600円
（イ）手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- オ 暫間インプラント（アンカーインプラントを含む。）
（ア）埋入手術料 1本につき 10,800円

(イ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

カ 埋入手術料（2次）

(ア) 手術料 1本目 5,400円

(イ) 手術料 2本目以降 1本増すごとにつき 2,500円

(ウ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

キ インプラント関連手術

(ア) 顎堤形成術 1歯相当につき 27,000円

(イ) ソケットプリザベーション

a 人工骨使用あり 1歯につき 22,680円

b 人工骨使用なし 1歯につき 10,800円

(ウ) 歯肉整形術 1歯につき 16,200円

(エ) 上顎洞底挙上術（局所麻酔料及び投薬料を含む。）

a 口腔内より骨採取し、片側に移植 88,000円

b 口腔内より骨採取し、両側に移植 132,000円

c 口腔外より骨採取し、片側に移植 198,000円

d 口腔外より骨採取し、両側に移植 275,000円

(オ) 骨採取

a 口腔内（オトガイ部、上顎結節、臼後部等） 1箇所につき 54,000円

b 口腔外（腸骨、腓骨等） 1箇所につき 108,000円

(カ) GBR技術料（GBR膜、チタンメッシュ等） 1箇所につき 27,000円

(キ) オトガイ神経移動術 片側 32,400円

(ク) 下顎管移動術 片側 108,000円

(ケ) 粘膜移植術（採取及び移植を含む。） 54,000円

(コ) 皮膚移植術（採取及び移植を含む。） 64,800円

(サ) インプラント周囲炎に対する薬物注入 1,620円

(シ) インプラント周囲炎に対するポケット洗浄 1回につき 1,620円

(ス) インプラント周囲炎に対する外科処置

a 骨移植を伴う場合 22,680円

b 骨移植を伴わない場合 10,800円

(セ) 手術に伴う材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

ク 技工物料金（上部構造体）

(ア) 全部鋳造冠

a 金合金 162,000円

b その他 118,800円

(イ) ハイブリットセラミック前装冠 140,400円

(ウ) メタルセラミッククラウン 162,000円

(エ) オールセラミッククラウン 145,800円

(オ) ジルコニアクラウン 216,000円

ケ インプラント上部構造料

- (ア) 既製アバットメント 16,000円
(イ) カスタムアバットメント 33,000円
- コ 補綴処置時の審美処置加算（前歯部にカスタムアバットメントを使用した場合） 22,000円
- サ 架工歯
第1号アに定める料金に準ずる。
- シ メゾストラクチャー使用時の上部構造体料金 108,000円にインプラントの本数を乗じて得た額に、
第1号アに定める料金にポンティックに係る部分の数に乗じて得た額を加えて得た額
- ス AGC（ガルバノフォーミングを用いた可撤式クラウン及び可撤式ブリッジ） 32,400円にインプラントの本数を乗じて得た額
- セ テンポラリークラウン
(ア) メタル 1歯につき 8,640円
(イ) メタル以外 1歯につき 3,240円
- ソ 冠ダツリ及び再装着（トラブル） 1,080円
- タ 修復物の調整及び修理 1装置につき 5,400円
- チ 可撤式床義歯
(ア) レジン床 205,200円
(イ) 金合金 691,200円
(ウ) 金パラジウム合金 448,200円
(エ) チタン 345,600円
(オ) コバルトクロム合金 291,600円
- ツ 治療義歯及び暫間義歯（インプラントに関連した義歯の場合） 1歯につき 点数表により算定した額（印象採得以降のもの）に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）
- テ 義歯修理及びリベース（インプラントに関連した義歯の場合） 1歯につき 5,400円に、点数表により算定した額（印象採得以降のもの）に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）及び材料費（材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）をいう。）を加えて得た額
- ト 既製アタッチメント（診断料及び設計料を含む。） 1歯につき 32,400円に、材料費（材料の購入価格に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）をいう。）を加えて得た額
- ナ 磁性アタッチメント（インプラント）
(ア) キーパー 27,500円
(イ) マグネット 22,000円
- ニ アンカーヘッド装着料 1装置につき 27,500円
- ヌ アンカーヘッドフィメール装着料 1装置につき 22,000円
- ネ ドルダーパー
(ア) コーピング 55,000円
(イ) バー及びスリーブセット 55,000円
(ウ) バーのみ 33,000円
(エ) スリーブのみ 33,000円
- ノ アンカーアバットメント装着料 22,000円

- ハ エリプティカルマトリックス 16,500円
- ヒ ラメラリテンションインサート 11,000円
- フ テレスコープ(コーヌスクローネ内冠、ミリングバー等を含む。)(第2号エに定める料金を含む。)
1歯につき 21,600円
- ヘ AGC(ガルバノフォーミングを用いた床義歯)(マに定める料金を除く。)第2号アからウまでに
定める料金を、10,800円にAGC使用部の歯数を乗じて得た額を加えて得た額
- ホ スクリューオンデンチャー(第2号エに定める料金を含む。)864,000円に、21,600円にインプラ
ントの本数を乗じて得た額を加えて得た額
- マ 中間構造物(スクリューアタッチメント固定) 1箇所につき 32,400円
- ミ インプラントナイトガード(院内技工及び印象代を含む。) 16,200円
- ム 上部構造物に係る材料費 材料の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があ
るときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
- メ メンテナンス料 1回につき 5,400円
- モ 相談料 1回につき 3,240円
- ヤ 緊急処置料 6,480円
- ユ インプラント消炎処置
(ア) 簡単(洗浄) 1,100円
(イ) 複雑(洗浄及び投薬等) 3,300円
- ヨ インプラント定期観察料 1回につき 1,100円
- ラ レントゲン撮影料
(ア) 頭部側面X-P 1枚につき 3,200円
(イ) デンタルX-P 1枚につき 550円
(ウ) パノラマX-P 1枚につき 3,600円
- リ インプラント再診料 1回につき 760円
- (18) 麻酔
- ア 静脈内鎮静法
(ア) 実施時間が2時間までの場合 10,800円
(イ) 実施時間が2時間を超える場合 10,800円に2時間を超える30分までごとに5,400円を加算した額
- イ 笑気吸入鎮静法
(ア) 実施時間が2時間までの場合 1,620円
(イ) 実施時間が2時間を超える場合 1,620円に2時間を超える30分までごとに1,620円を加算した額
- ウ マスク又は気管内挿管による閉鎖循環式全身麻酔
(ア) 実施時間が2時間までの場合 65,880円
(イ) 実施時間が2時間を超える場合 65,880円に2時間を超える30分までごとに6,480円を加算した額
- (19) 入院料(歯科領域に係る短期滞在手術等基本料) 1日につき 11,000円
- (20) 歯牙移植関連
- ア 歯牙移植手術料(投薬料を含む。) 1歯につき 44,000円
- イ 歯牙移植手術根治(初回)
(ア) 単根 11,000円
(イ) 2根 16,500円
(ウ) 3根 22,000円
- ウ 歯牙移植手術後の根治(2回目以降) 1回につき 3,000円

- (21) その他
- ア ヘッドギア(顎関節脱臼時) 6,300円
 - イ リテーナーケース 440円
 - ウ 顎あてパット 340円
- 24 治療用装具料 病院における購入価格
- 25 丸山ワクチン注射料 1回につき 190円
- 26 電話使用料 通信事業者の定める料金を基準とする額
- 27 往診用自動車使用料 往診等に使用した自動車の走行メーターを基準として次に掲げる額を合算した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
- ただし、有料道路を通行した場合は、その実費を往診用自動車使用料に加算する。
- (1) 2キロメートルまでの利用 60円
 - (2) 2キロメートルを超えた利用 500メートル又はその端数を増すごとに20円
- 28 病衣使用料 1日につき 70円に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
- 29 選択メニュー提供料 1食につき 20円
- 30 特別選択食提供料(分べんのため入院した者に、分べん後その希望により提供する食事に係る提供料) 1食につき 1,000円
- 31 患者家族控室利用料(個室に係る利用料に限る。) 1室1泊につき 1,030円
- 32 薬価基準未収載薬剤料
- (1) 厚生労働大臣の定める評価療養及び選定療養(平成18年9月厚生労働省告示第495号)第1条第4号に該当する場合 医薬品の購入価格(その価格に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
 - (2) その他の場合 医薬品の購入価格に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
- 33 薬価基準収載薬剤の承認外投与に係る薬剤料 使用薬剤の薬価(薬価基準)(平成20年3月厚生労働省告示第60号)に定める額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)
- 34 HLA検査料
- (1) 献腎(死体腎)移植を希望する患者が、公益社団法人日本臓器移植ネットワークへ移植希望登録を行うために実施する場合 1件につき 10,800円
 - (2) その他
 - ア HLA-A、B(血清対応型タイピング) 1件につき 13,610円
 - イ HLA-DR(血清対応型タイピング) 1件につき 13,610円
 - ウ HLA-A(DNAタイピング) 1件につき 29,160円
 - エ HLA-B(DNAタイピング) 1件につき 29,160円
 - オ HLA-C(DNAタイピング) 1件につき 29,160円
 - カ HLA-DPB1(DNAタイピング) 1件につき 23,760円
 - キ HLA-DRB1(DNAタイピング) 1件につき 29,160円
 - ク HLA-DQA1(DNAタイピング) 1件につき 14,580円
 - ケ HLA-DQB1(DNAタイピング) 1件につき 22,680円
- 35 医科点数表及び歯科点数表に規定する回数を超えて行う診療料 点数表により算定した額に1.08を乗じ

て得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）

- 36 鑑定入院料 裁判所が決定する方法で算定した額
- 37 先進医療に係る診療料 厚生労働大臣の定める先進医療及び施設基準（平成20年3月厚生労働省告示第129号）に基づき、厚生労働大臣又は地方厚生局長に届け出た先進医療に係る費用の額
- 38 外来妊産婦保健指導料 1件につき 4,500円
- 39 HBV分子系統解析検査料 24,510円
- 40 HBVサブジェノタイプ判定検査料 16,410円
- 41 ペプシノゲン検査料 4,300円
- 42 オンコタイプDX検査料 441,040円
- 43 アミノインデックス検査料
 - (1) 男性4種 18,340円
 - (2) 女性5種 18,340円
 - (3) 女性2種 8,620円

備考 次の表の左欄に掲げる規定に掲げる診療その他の給付が助産に係る資産の譲渡等に該当する場合におけるこれらの規定の適用については、同表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
1の項	2,160円	2,000円
2の項	算出した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	算出した額
3の項	10,800円	10,000円
	6,480円	6,000円
	5,400円	5,000円
	4,320円	4,000円
9の項第3号	5,400円	5,000円
	3,240円	3,000円
	3,780円	3,500円
	点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	点数表により算定した額
21の項	10,800円	10,000円
	往診料相当分に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。）	往診料相当額
27の項	合算した額に1.08を乗じて得た額（その額に、5円未満の端数があるときはこれを切	合算した額

	り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	
28の項	70円に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	70円
35の項	点数表により算定した額に1.08を乗じて得た額(その額に、5円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときはこれを10円に切り上げる。)	点数表により算定した額

附 則

この規則は、平成27年6月1日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第792号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第59条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)を次のとおり指定した。

平成27年5月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	指定年月日
さくら薬局 見附	見附市本町2丁目9-22	精神通院医療	平成27年5月1日
小林薬局	加茂市本町3番14号	精神通院医療	平成27年5月1日
医療法人高田西城会 こころのクリニック 上越妙高診療所	上越市大和二丁目4番7号	精神通院医療	平成27年5月1日

◎新潟県告示第793号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号)第60条第1項の規定により、指定自立支援医療機関(精神通院医療)の指定を次のとおり更新した。

平成27年5月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

名 称	所 在 地	担当する医療の種 類	更新年月日
医療法人社団はらクリニック	柏崎市茨目2丁目15番22号	精神通院医療	平成27年5月1日
あい横町調剤薬局	糸魚川市横町2-3-5	精神通院医療	平成27年5月1日

エイケン堂薬局	長岡市台町1丁目8番1号	精神通院医療	平成27年5月1日
エイケン堂薬局 かわにし店	長岡市古正寺1丁目2839番地	精神通院医療	平成27年5月1日

◎新潟県告示第794号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成18年厚生労働省令第19号）第63条の規定により、指定自立支援医療機関（精神通院医療）から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年5月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

名称	所在地	担当する医療の種類	廃止年月日
コープクリニック	長岡市台町2-8-35	精神通院医療	平成27年5月1日

◎新潟県告示第795号

計量法（平成4年法律第51号）第19条第1項の規定により、柏崎市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

平成27年5月22日

新潟県知事 泉田 裕彦

1 検査の対象となる特定計量器

計量法施行令（平成5年政令第329号）第10条第1項第1号に規定する特定計量器

2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時	検査場所	検査区域等	
6月26日(金)	午前10時から正午まで	柏崎市全域	
6月29日(月)	午後1時から3時30分まで		
6月30日(火)	ワークプラザ柏崎		
7月1日(水)			
7月2日(木)			
7月3日(金)			
7月6日(月)			
7月7日(火)			
7月8日(水)			
7月9日(木)			
7月10日(金)			
7月13日から平成28年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、30日、31日を除く。	午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則（平成5年通商産業省令第70号）第39条第1項に規定する特定計量器

3 実施機関

新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第796号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、新発田市の加治川沿岸土地改良区連合から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成27年5月22日

新潟県新発田地域振興局長

1 就任

理事	新発田市 島潟1249番地 2	澁谷 幸男 (理事長)
〃	〃 菅谷832番地 2	二階堂 馨
〃	北蒲原郡 聖籠町大字次第浜1682番地 2	渡邊 廣吉
〃	新発田市 上内竹438番地	仲川 重平
〃	〃 上中沢325番地 1	塩原佐千夫
〃	〃 大友1913番地 1	小野健太郎
〃	〃 池ノ端1234番地	姉崎 康司
〃	北蒲原郡 聖籠町大字藤寄261番地	渡邊 昇
〃	新発田市 真野原外1145番地	長谷川口司
〃	新潟市 北区笹山2560番地	仲川 信吉
〃	新発田市 茗荷谷661番地	大沼 淳
〃	〃 大槻3972番地	大倉六太郎
監事	新発田市 金谷150番地	荒井 清
〃	北蒲原郡 聖籠町大字蓮野4718番地	新保 信一
〃	新発田市 天王1520番地	磯部 昭

就任年月日 平成27年4月28日

2 退任

理事	新発田市 島潟1249番地 2	澁谷 幸男 (理事長)
〃	〃 菅谷832番地 2	二階堂 馨
〃	北蒲原郡 聖籠町大字次第浜1682番地 2	渡邊 廣吉
〃	新発田市 上内竹438番地	仲川 重平
〃	〃 上中沢325番地 1	塩原佐千夫
〃	〃 大友1913番地 1	小野健太郎
〃	〃 池ノ端1234番地	姉崎 康司
〃	北蒲原郡 聖籠町大字藤寄261番地	渡邊 昇
〃	新発田市 真野原外1145番地	長谷川口司
〃	新潟市 北区笹山2560番地	仲川 信吉
〃	新発田市 茗荷谷661番地	大沼 淳
〃	〃 大槻3972番地	大倉六太郎
監事	新発田市 金谷150番地	荒井 清
〃	北蒲原郡 聖籠町大字蓮野4718番地	新保 信一
〃	新発田市 天王1520番地	磯部 昭

退任年月日 平成27年4月27日

◎新潟県告示第797号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条第1項の規定により、南魚沼市の一部を受益地域とする県営五十沢南部地区農業用排水施設整備(特定農業用管水路等特別対策)事業計画を定めたので、関係書類を次のとおり縦覧に供する。

平成27年5月22日

新潟県知事 泉 田 裕 彦

- 1 縦覧に供する書類の名称
県営土地改良事業計画書の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成27年5月25日から平成27年6月19日まで
- 3 縦覧に供する場所
南魚沼市役所

4 その他

- (1) この土地改良事業計画について不服があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に、知事に異議申立てをすることができる。
- (2) この土地改良事業計画について不服があったとしても、土地改良事業計画についての取消しの訴えを提起することはできない。取消しの訴えを提起することができるのは、土地改良事業計画についての異議申立てに対する決定に対してのみである。

◎新潟県告示第798号

道路法（昭和27年法律第180号）第20条第1項の規定による兼用工作物の管理方法に係る協議が次のとおり成立した。

なお、関係図面は、告示日から2週間、新潟県三条地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

平成27年5月22日

新潟県三条地域振興局長

- 1 道路の種類及び路線名
県道 宮寄上加茂線
- 2 道路の位置
加茂市大字宮寄上字三場 112 番 2 から同市大字宮寄上字三場 81 番辰まで
- 3 他の工作物の管理者の名称及び所在
名称 河川管理者 新潟県三条地域振興局長
所在 三条市興野 1 丁目 13 番 45 号
- 4 他の工作物の管理者が行う道路の管理の内容
道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理上必要な施設又は工作物をいう。）以外の部分の改築、維持（路肩に接する法面で、当該路肩から法長 1 メートルの範囲内を除く。）又は修繕
- 5 管理の期間
平成27年4月16日から当該施設の存続する日まで

人事委員会公告

平成27年度新潟県職員採用試験（大学卒業程度）の実施について（公告）

次のとおり新潟県職員採用試験（大学卒業程度）を行う。

平成27年5月22日

新潟県人事委員会

委員長 鶴 巻 克 恕

1 試験職種及び採用予定人員等

試験職種	採用予定人員	職務内容
一般行政 A 一般行政 B ※	計36人程度	知事部局、病院局、企業局、教育委員会等の本庁又は地域機関等で、予算・経理・庶務や各種施策の企画立案、地域振興、県税の賦課徴収、許認可等の様々な行政事務に従事します。
警察行政	13人程度	警察本部又は警察署で、警察組織運営等に関する企画立案、会計・庶務、予算執行等の警察事務に従事します。
福祉行政	10人程度	知事部局又は病院局の本庁又は地域機関等で、子どもや障害児・者等の相談支援や直接支援、福祉施策の企画立案等の業務に従事します。
総合土木	17人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公共土木施設や農業生産基盤等の整備・維持管理、企画立案等の業務に従事します。
林業	7人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、森林・林業施策の企画立案や担い手の育成指導、森林の保全等の業務に従事します。
農業	7人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、農業施策の企画立案や普及指導、試験研究等の業務に従事します。

水産	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、資源の管理や漁船・漁場の許認可等の水産行政や試験研究等の業務に従事します。
建築	2人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関又は教育委員会で、公共建物の設計・工事監理や住環境の整備等の業務に従事します。
環境	2人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、環境施策の企画立案や環境監視、理化学検査・研究、放射線監視等の業務に従事します。
電気	4人程度	知事部局又は企業局の本庁又は地域機関等で、公営企業・情報通信施策の企画立案や発電所・工業用水道・排水機場等の維持管理の業務に従事します。
保健師	3人程度	知事部局の本庁若しくは地域機関、教育委員会又は警察本部で、保健行政や保健施策の企画立案等の業務に従事します。
薬剤師(行政)	4人程度	知事部局の本庁又は地域機関で、薬事行政や生活衛生行政、試験研究等の業務に従事します。
司書	1人程度	県立図書館等で、司書業務に従事します。
科学捜査(化学)	1人程度	警察本部科学捜査研究所で、犯罪捜査に関する資料(麻薬・毒物・油・繊維等)の化学的鑑定や研究等の業務に従事します。
交通工学	1人程度	警察本部で道路交通の安全と円滑化を図る交通管理業務に従事します。

※ 一般行政には次の2つの区分がある。

A 新潟県全域での勤務を希望する者

B 主に下記の地域での勤務を希望する者

○ 魚沼、南魚沼及び十日町地域振興局管内

なお、B区分で受験した合格者をA区分として採用する場合がある。

2 受験資格

(1) 次のいずれかに該当する人で、活字印刷文による出題に対応できる人

ア 昭和60年4月2日から平成6年4月1日までに生まれた人

イ 平成6年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法による大学(短期大学を除く。)を卒業した人又は平成28年3月31日までに卒業する見込みの人(新潟県人事委員会がこれらと同等と認める人を含む。)

(2) 次の試験職種については、それぞれの資格要件がある。

試験職種	資格要件
福祉行政	次の各号のいずれかに該当する人 (1) 社会福祉法第19条に定める社会福祉主事の任用資格を有する人又は平成28年3月31日までに資格取得見込みの人 (2) 学校教育法による大学(短期大学を除く。)の専門課程において、心理学に関する科目を履修して卒業した人又は平成28年3月31日までに卒業見込みの人
保健師	保健師の免許取得者又は平成28年に行われる保健師国家試験により免許取得見込みの人
薬剤師(行政)	薬剤師の免許取得者又は平成28年に行われる薬剤師国家試験により免許取得見込みの人
司書	司書の資格取得者又は平成28年3月31日までに資格取得見込みの人

(3) 次のいずれかに該当する人は受験できない。

ア 日本の国籍を有しない人(ただし、保健師及び司書は日本の国籍を有しない人も受験可能)

イ 成年被後見人又は被保佐人(準禁治産者を含む。)

ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人

エ 新潟県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない人

オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

3 第1次試験

(1) 方法

教養試験を大学卒業程度で、公務員として必要な一般的な知識及び知能について筆記試験(択一式)により行うとともに、専門試験を大学卒業程度で、専門的知識及び能力について筆記試験(択一式)により行う。

(2) 試験日及び試験場

試験日	受付時間	試験場
平成27年6月28日(日)	午前9時から午前9時30分	新潟会場 新潟大学五十嵐キャンパス総合教育研究棟 (新潟市西区五十嵐2の町8050番地)
		東京会場 明治大学和泉キャンパスメディア棟 (東京都杉並区永福1丁目9番1号)

(3) 発表

平成27年7月8日(水)午後1時(予定)に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)に合格者の受験番号を掲示するほか、合格者に通知する。

4 第2次試験

(1) 方法

論文試験、面接試験(集団討論面接及び個別面接)、適性検査及び身体検査(科学捜査(化学)、交通工学のみ)を行う。

(2) 試験日及び試験場

種目	試験日	試験場
論文試験 適性検査	7月16日(木)又は7月17日(金)(予定) のうち第1次試験合格通知で指定する日	新潟県庁(予定) (新潟市中央区新光町4番地1)
面接試験	7月23日(木)から8月16日(日)まで(予定) のうち第1次試験合格通知で指定する日	

(3) 発表

平成27年8月下旬(予定)に県庁1階の広報展示室前の掲示板及び新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)に合格者の受験番号を掲示するほか、第2次試験受験者に結果を通知する。

(4) その他

受験資格の有無及び申込書記載事項の真否について調査する。

5 試験の配点及び合格者の決定について

最終合格は、第2次試験の結果に基づき決定し、第1次試験の成績は反映されない。

また、第1次試験、第2次試験にはそれぞれ次のとおり一定の基準があり、ひとつでも基準を満たさない場合、他の種目の成績に関わらず原則として不合格となる。

区分	種目	配点※	基準
第1次試験	教養試験	100点	それぞれ正答率3割5分以上 (基準は目安であり、基準を引き下げる場合がある。)
	専門試験	100点	
第2次試験	面接試験	130点	50点以上
	論文試験	20点	11点以上

※ 教養試験及び専門試験については、粗点(正答数)をそのまま用いるのではなく、当該種目の平均得点及び標準偏差等を用いて以下の方法で算出した標準点を用いており、受験者の点数は概ね0点~100点に分布する。

◎教養試験及び専門試験の標準点の算出方法

$$\text{標準点} = 15 \times (A - B) \div C + 50$$

A: ある受験者の粗点(正答数)

B: 当該種目の平均得点

C: 当該種目の標準偏差

6 合格から採用まで

(1) 最終合格者は高点順に任用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求に応じて成績順に推薦され、各職種の欠員の状況により採用が決定される。ただし、欠員のない場合は採用されないこともある。

(2) 前記受験資格の資格又は免許の取得見込みを要件として受験した人については、所定の時期までに資格又は免許を取得できなかった場合は採用されない。

(3) 採用は原則として平成28年4月1日であるが、欠員の状況により年間を通じ順次行うこともある。

(4) 任用候補者名簿の有効期間は、名簿確定後、原則として1年間である。

7 給与

平成27年度新規学校卒業者の初任給は、行政職給料表の適用を受ける職員で例示すれば、181,704円(地域手当を含む)であった。

平成28年度(採用時)は、この額が変更されることもある。

なお、このほか期末手当、勤勉手当及び状況により扶養手当、通勤手当、住居手当等が支給される。

8 受験手続

(1) 受験申込書の配布等

受験申込書は、人事委員会事務局、地域振興局等で配布するほか、新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)からダウンロードすることができる。

受験申込書を郵便で請求する場合は、封筒の表に「大卒程度試験請求」と朱書きし、140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒(角形2号)を同封の上、郵便番号950-8570新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に請求すること。

(2) 申込みの方法

以下のいずれかの方法によること。

ア 新潟県職員採用案内ホームページ(<http://www.pref.niigata.lg.jp/jinjii/saiyou2.html>)から電子申請を行う。(申請に当たっては、新潟県職員採用案内ホームページに掲載してある「電子申請受験申込者ガイド」に従うこと。なお、予期せぬ機器停止や通信障害などによる事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

イ 受験申込書に所要事項を記入し、新潟市中央区新光町4番地1新潟県庁内新潟県人事委員会事務局に直接持参するか、郵送すること。(郵送する場合は、封筒の表に「大卒程度試験受験」と朱書きし、必ず簡易書留等確実な方法をとること。なお、普通郵便による郵送で事故が発生した場合の責任は負いかねる。)

(3) 受付期間

- ・電子申請、郵送、持参いずれも平成27年5月22日(金)から6月11日(木)まで受け付ける。
- ・電子申請の場合、6月11日午後5時15分までに正常に到達したものを受け付ける。
- ・郵送の場合、6月11日までの消印のあるものに限り受け付ける。
- ・持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで受け付ける。ただし、土曜日及び日曜日については持参の受付を行わない。

正 誤

平成25年12月6日付け新潟県告示第1379号(土地改良事業計画の認可)中

ページ	行	誤	正
3	29	第48条	第95条

平成27年4月7日付け新潟県告示第597号(土地改良事業計画の認可)中

ページ	行	誤	正
5	21	第48条	第95条